



葉 山 町
令和 4 年 8 月 12 日
記 者 発 表

職員の懲戒処分について

当町では、地方公務員法第 29 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり職員の懲戒処分を行いました。

【案件】

所属部・職名	年齢	処分内容	処分年月日
総務部 職員	50 歳	減給 10 分の 1、6 か月	令和 4 年 8 月 10 日

(本件概要)

総務部職員は令和 3 年 11 月 14 日、JR 大船駅に停車中の電車内で女性に暴行を加え、令和 4 年 6 月 15 日に同容疑で逮捕された。当該非違行為は女性に重大な心的被害を与え、また、逮捕の事実は葉山町行政への信用を著しく失墜させた。

【問合せ】

総務部総務課職員係 齊木・武藤
電話 046 (876) 1111 内線 310・311